

# 茨城県報

第7199号

昭和58年12月1日

木曜日

## 目次

### 告 示

	ページ
●災害対策基本法第2条第6号の規定により知事が指定する指定地方公共機関の一部改正(消防防災課).....	1
●保険医等の登録(保険課).....	2
●救急病院の認定(医療整備課).....	2
●保安林の指定の予定(林業課).....	2
●新規土地改良事業の審査(6件)(農地管理課).....	3
●換地計画の適当決定( " ).....	5
●土地改良法に基づく換地処分( " ).....	5
●定款変更の認可( " ).....	6
●道路の区域変更(5件)(道路維持課).....	6
●道路の供用開始(2件)( " ).....	8
●土地区画整理法に基づく換地処分(都市計画課).....	9
●都市計画事業の認可(都市施設課).....	9
●都市計画事業の変更認可( " ).....	9

### 公 告

●保安林の皆伐面積の限度公表(林業課).....	10
●県営土地改良事業計画(農地管理課).....	11
●土地立ち入り測量(2件)(用地課).....	11
●建築許可に関する聴聞(2件)(建築指導課).....	12
●開発行為の工事完了(2件)( " ).....	13

## 告 示

### 茨城県告示第1590号

昭和38年2月8日茨城県告示第147号で告示した災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第6号の規定により知事が指定する指定地方公共機関の一部を次のように改正する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第2項を次のように改める。

2 社団法人茨城県医師会

第5項を次のように改める。

## 5 小貝川牛久沼沿岸水害予防組合

第10項及び第11項を次のように改める。

10 茨城新聞株式会社

11 株式会社茨城放送

## 茨城県告示第1591号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ5第1項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

氏 名	登録記号番号	登録年月日
池 田 信 経	茨 医 5 1 3 4	58. 9. 30
久 木 田 親 重	" 5 1 3 5	"
佐 藤 敬 以 子	" 5 1 3 6	58. 10. 15
南 部 宏 行	" 5 1 3 7	"
楠 元 慶 明	" 5 1 3 8	58. 10. 18
仁 平 哲 夫	茨 歯 1 4 7 4	58. 9. 27
野 村 則 子	茨 薬 9 4 1	58. 10. 19
関 山 弘 美	" 9 4 2	"
三 浦 純 子	" 9 4 3	58. 10. 18

## 茨城県告示第1592号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定に基づき、次の医療機関を救急病院として認定したので、同省令第2条の規定により告示する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

名 称	所 在 地
医療法人恵仁会 筑波中央病院	筑波郡筑波町大字北条5118

## 茨城県告示第1593号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があつたので、同法第30条の規定により告示する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 指定を予定している森林の所在場所  
日立市東河内町字高鈴565・常陸太田市町屋町字富士山2559の1  
(以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 指 定 の 目 的 公衆の保健
- 3 指 定 施 業 要 件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採することができる立木は、多賀地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は省略し、関係書類を茨城県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1594号

馬割干拓土地改良区が行おうとする平本地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
馬割干拓土地改良区定款の写し  
平本地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和58年12月5日から昭和58年12月24日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 茨城町役場

茨城県告示第1595号

小堤土地改良区が行おうとする稲荷下地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
小堤土地改良区定款の写し  
稲荷下地区土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧の期間 昭和58年12月5日から昭和58年12月24日まで  
3 縦覧の場所 茨城町役場

茨城県告示第1596号

稲敷郡東村大字上之島 986 椎塚弘ほか5名から昭和58年10月1日付けで認可申請のあつた上之島地区土地改良事業（共同施行）は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
（ア）上之島地区土地改良事業共同施行規約の写し  
（イ）上之島地区土地改良事業計画書の写し  
2 縦覧の期間 昭和58年12月5日から昭和58年12月24日まで  
3 縦覧の場所 東村役場

茨城県告示第1597号

猿島郡境町大字横塚 490 島根浅吉ほか17名から昭和58年10月6日付けで認可申請のあつた横塚地区土地改良事業（共同施行）は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
（ア）横塚地区土地改良事業共同施行規約の写し  
（イ）横塚地区土地改良事業計画書の写し  
2 縦覧の期間 昭和58年12月5日から昭和58年12月24日まで  
3 縦覧の場所 境町役場

茨城県告示第1598号

猿島郡境町大字一の谷50斉藤栄宏ほか17名から昭和58年10月6日付けで認可申請のあつた一の谷地区土地改良事業（共同施行）は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

(ア) 一の谷地区土地改良事業共同施行規約の写し

(イ) 一の谷地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和58年12月5日から昭和58年12月24日まで

3 縦覧の場所 境町役場

茨城県告示第1599号

新治郡出島村大字岩坪1121齊藤禎二ほか22名から昭和58年10月17日付けで認可申請のあつた根土地区土地改良事業（共同施行）は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

(ア) 根土地区土地改良事業共同施行規約の写し

(イ) 根土地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和58年12月5日から昭和58年12月24日まで

3 縦覧の場所 出島村役場

茨城県告示第1600号

昭和58年9月16日付けで認可申請のあつた河原野地区の換地計画については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和58年12月7日から昭和58年12月26日まで

3 縦覧の場所 里美村役場

茨城県告示第1601号

昭和58年11月1日付け農管指令第448号をもつて認可した香取前地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 茨城県告示第1602号

昭和58年11月4日付けで津知地区土地改良区から申請のあつた定款変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、昭和58年11月22日認可した。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 茨城県告示第1603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和58年12月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小山菅生小絹停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水海道市内守谷町字松並 4792番2地先から 筑波郡谷和原村大字小絹 字宮前1201番1地先まで	旧	最大 <small>メートル</small> 8.50	2,136.00	
		最小 3.30		
水海道市内守谷町字松並 4792番2地先から 筑波郡谷和原村大字小絹 字東中宿713番地先まで	旧	最大 44.40	2,816.50	
		最小 6.50		
水海道市内守谷町字松並 4792番2地先から 筑波郡谷和原村大字小絹 字東中宿713番地先まで	新	最大 44.40	2,816.50	旧道区間移管による 区域変更
		最小 6.50		

## 茨城県告示第1604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和58年12月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 木原正直線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡阿見町大形字ニツ又 602番1地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 16.10	58.20	
		最小 10.00		
稲敷郡阿見町大形字向田 590番1地先まで	新	最大 <small>メートル</small> 16.10	58.20	迂回路設置のための 区域変更
		最小 10.00		
		最大 <small>メートル</small> 15.40	82.80	
		最小 10.20		

茨城県告示第1605号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和58年12月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 里美南中郷停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北茨城市中郷町日棚字仲坪 760番3地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 13.50	185.00	
		最小 7.00		
北茨城市中郷町日棚字亀井作 198番1地先まで	新	最大 <small>メートル</small> 13.50	185.00	迂回路設置のための 区域変更
		最小 7.00		
		最大 <small>メートル</small> 15.00	288.00	
		最小 7.00		

茨城県告示第1606号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和58年12月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡筑波線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡千代田村大字上志筑 字千人引229番1地先から	旧	メートル 最大 14.00	メートル 97.00	
		最小 9.30		
新治郡千代田村大字上志筑 字千人引232番地先まで	新	最大 14.00 最小 9.30	97.00	迂回路設置のための 区域変更
		最大 14.30 最小 8.00		

## 茨城県告示第1607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和58年12月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 293号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡美和村大字鷲子字袋木 1071番1地先から	旧	メートル 最大 20.00	メートル 41.00	
		最小 19.00		
那珂郡美和村大字鷲子字袋木 1228番1まで	新	最大 23.00 最小 19.00	41.00	仮設道路（拡幅）設 置による区域変更

## 茨城県告示第1608号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和58年12月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道石岡筑波線
- 2 供用開始の区間  
新治郡千代田村上志筑字千人引229番1地先から  
新治郡千代田村上志筑字千人引232番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和58年12月1日



**茨城県告示第1609号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和58年12月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道293号
- 2 供用開始の区間  
那珂郡美和村大字鷲子字袋木1071番1地先から  
那珂郡美和村大字鷲子字袋木1228番1まで
- 3 供用開始の期日 昭和58年12月1日

**茨城県告示第1610号**

光順田土地区画整理組合施行の光順田土地区画整理事業については、換地処分があつたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により告示する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第1611号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 茎崎町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
筑波研究学園都市計画公園事業  
6・5・501 茎崎運動公園
- 3 事業施行期間 昭和58年12月1日から昭和63年3月31日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分 稲敷郡茎崎町下岩崎字永作台，字遠戒旦寺，上岩崎字永作，字メ切道地内  
(2) 使用の部分 なし

**茨城県告示第1612号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 石岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
石岡都市計画公園事業  
7・4・001 柏原池公園
- 3 事業施行期間 昭和54年11月5日から昭和62年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 昭和54年11月5日茨城県告示第1609号の事業地において、住居表示による変更によるため、石岡市鹿の子三丁目、谷向町
  - (2) 使用の部分 変更なし

**公 告**

●保安林の皆伐面積の限度公表

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、昭和58年度における保安林の皆伐による立木の伐採について、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定により許可する皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

皆 伐 面 積 の 限 度

(単位：ヘクタール)

同一の単位とされている保安林		皆伐面積の限度	同一の単位とされている保安林		皆伐面積の限度
多賀北部	水源かん養保安林	62.98	那珂川	水源かん養保安林	16.74
	土砂流出防備保安林	5.97		土砂流出防備保安林	7.10
	飛砂防備保安林	0.18		干害防備保安林	0.17
	防風保安林	0.05	水戸鹿行区	水源かん養保安林	0.54
	干害防備保安林	0.03		土砂流出防備保安林	0.45
多賀南部	水源かん養保安林	149.73	飛砂防備保安林	2.60	
	土砂流出防備保安林	3.89	防風保安林	0.98	
	防風保安林	0.04	干害防備保安林	0.22	
里川山田川	水源かん養保安林	107.39	霞ヶ浦地区	土砂流出防備保安林	1.54
	土砂流出防備保安林	2.70		防風保安林	0.07
久慈川	水源かん養保安林	100.05	干害防備保安林	6.24	
	土砂流出防備保安林	33.15	鬼怒川下流	水源かん養保安林	14.78

笠間地区	水源かん養保安林	21.63	土砂流出防備保安林	27.39
	土砂流出防備保安林	20.26	干害防備保安林	0.96
			合 計	587.83

●**県営土地改良事業計画**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営岩間南部地区土地改良事業につき計画を定めたので関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

県営岩間南部地区土地改良事業計画書写し

2 縦覧の期間 昭和58年12月1日から昭和58年12月21日まで

3 縦覧の場所 岩間町役場

●**土地立ち入り測量**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 起業者の名称 茨城県

2 事業の種類 県道富谷稲田線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

西茨城郡岩瀬町大字亀岡字中畑，字宮後，字菊能及び字菊能前地内

” ” 大字福崎字菊の尾，字北田，字清後橋，字榎畑，字堂脇，字堂前，字不動前，字上の町，字西坪，字家敷前，字東坪，字長久保及び字とうしやく地内

” ” 大字小塩字當尺，字宮前，字間田，字蔵後，字家敷添及び字堰場地内

” ” 大字山口字西の前，字西の前関，字西の前道添，字むらさき畑，字家敷，字家敷前，字家敷後，字茶畑，字堂下，字八方屋前及び字八幡前地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和58年12月8日から昭和59年3月31日まで

- 1 起業者の名称 茨城県
- 2 事業の種類 県西広域工業用水道事業建設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
筑波郡谷田部町大字面野井字向田地内  
" " 大字島名字榎内, 字八幡, 字諏訪窪, 字八幡前, 字六反田, 字白合及び字前野地内  
" " 大字水堀字鎗ヶ崎, 字道後前, 字屋敷添, 字天神前, 字後島, 字仲道, 字歳梶道及び字谷津地内
- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和58年12月1日から昭和58年12月25日まで

~~~~~

●建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴聞期日 昭和58年12月5日 午前11時
  - 2 聴聞場所 結城市大字結城番匠町240-1
  - 3 聴聞事項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。  
工場兼住宅の増築
  - 4 申請者住所氏名 結城市大字結城番匠町240-1  
株式会社平和工業 代表取締役 稲 葉 竜 正
  - 5 建築物構造規模 鉄骨造1階建 増築  
申請延面積192.0㎡ 既存313.72㎡
  - 6 敷地面積 845.96㎡
  - 7 原 動 機 新設37.45KW
  - 8 建築物の位置 結城市大字結城番匠町240-1
- ~~~~~
- 1 聴聞期日 昭和58年12月5日 午後1時30分
  - 2 聴聞場所 結城市大字結城字下山7888他
  - 3 聴聞事項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。  
物品販売店の新築
  - 4 申請者住所氏名 結城市大字結城7888  
山中皮革有限会社 代表取締役 山 中 剛 一
  - 5 建築物構造規模 鉄筋コンクリート造地上2階, 地下1階建 新築

申請延面積20,399.53㎡

6 敷地面積 38,493.35㎡

7 建築物の位置 結城市大字結城字下山7888他

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日立市金沢町字金沢山2795の5, 2795の454, 2795の484

2 事業主の住所及び氏名

日立市幸町3丁目4-6

日立木材地所株式会社

代表取締役 中 村 武

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真壁郡明野町大字海老が島字一塚901の1, 902の1, 905の1

2 事業主の住所及び氏名

群馬県伊勢崎市下道寺町S10

株式会社 こせや

代表取締役 土 屋 嘉 雄

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ） 金 2, 0 0 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県  
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所